議案第8号

亀山市職員退職手当支給条例の一部改正について

亀山市職員退職手当支給条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年2月26日提出

亀山市長 櫻井 義 之

別 紙

亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

亀山市職員退職手当支給条例 (平成17年亀山市条例第46号) の一部を次のように改正する。

第9条の4第1項第1号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第2号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第3号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第4号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第5号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第4号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の亀山市職員退職手当支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。